

質問の件名及び質問の趣旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 これからの時代の図書館とは(30分)</p> <p>平成27年第1回定例会において、鶴ヶ島市立図書館条例の一部を改正する条例の本会議質疑において、図書館に指定管理者を導入するにあたり、市長は、社会状況の変化に対応するため、そして、よりよい豊かな図書館運営を実現すると答弁されています。</p> <p>高度情報化社会となった現在、そして、これからの時代に、図書館の使命である情報の体系化・整理という役割は、ますます重要性を帯び、特に、地域社会における様々な資料や情報を有効活用できるようにすることによって、地域の課題解決やそのための人々の取組への展開を支援するなど、図書館には重要な役割を果たすことが期待されていると言われています。</p> <p>様々な地域課題を引き起こしていくことが予想されている人口減少問題を前に、中央集権的な今の仕組みを変えて、若者も高齢者も豊かな生活を送ることができる地域作りに何が必要かを真剣に取り組むことが求められています。</p> <p>この時代、地域のために、そしてこれからの課題を解決するために図書館の役割があるのではないのでしょうか。</p> <p>文部科学省が行った、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の報告書はご覧になっていると思いますが、そこでの調査研究項目を踏まえ、鶴ヶ島市の図書館のビジョンについて質問します。</p> <p>(1) 図書館の現状と課題等について</p> <p>(2) 21世紀の図書館に求められる機能について</p> <p>ア 高度化・多様化する地域住民の要求への対応</p> <p>イ 社会の変化に伴う新たな要請への対応</p> <p>ウ 社会教育施設として備えるべき機能</p> <p>(3) 社会の変化に対応した図書館の在り方について</p> <p>(4) 図書館に必要とされる司書の在り方について</p> <p>(5) 学校図書室の充実について</p>	<p>市長 教育委員会委員長</p>

質問の件名及び質問の趣旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>2 地域包括ケアシステムの構築（30分）</p> <p>第6期に入った介護保険制度。今回の改正は、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」を目指しているとされています。</p> <p>7月に配られた広報つるがしまでは、「介護保険は社会全体で支える仕組みです」という特集が生まれ、主に介護保険料の改定と利用者負担の見直しについて説明がありました。</p> <p>鶴ヶ島市高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画の第2章「地域支援事業」によれば、平成28年度以降に「介護予防・日常生活支援総合事業」が予定されています。</p> <p>「要支援者」が利用している「訪問介護（ホームヘルプサービス）」「通所介護（デイサービス）」について、平成29年度末までに市町村が実施主体となる「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されますが、それまでに地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を構築することが大前提ではないかと考えられます。</p> <p>医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供できる生活のインフラが整っていれば、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるかもしれません。</p> <p>事業の構想では、ホームヘルパーの資格を有していない地域住民（雇用労働者やボランティア等）が家事援助や外出支援等のサービスを提供することが可能となることから「互助（お互いに支えあう）」の仕組みを活用することが、地域包括ケアシステムの大きなポイントになるとも言われています。</p> <p>改めて、地域包括ケアシステムの構築に向けて以下質問します。</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの必要性  (2) システム構築に欠かせない要素  (3) 地域づくりのあり方  (4) 地域資源の開発と発展  (5) 総合事業に必要なことは  (6) 市の担うべき役割について  (7) 地域包括支援センターの担うべき役割</p>	市長